

国際会計基準審議会（IASB）、「財務諸表における不確実性に関する開示の設例」を公表

国際会計基準審議会（以下、IASBという）は、2025年11月28日に、「財務諸表における不確実性に関する開示の設例」を公表しました。

気候関連リスク

不確実性の影響

重要性の判断



News

- 財務諸表における**不確実性の影響を開示**する際に考慮すべき原則及び要求事項を説明する6つの設例が公表されました。
- 財務諸表利用者の関心が高い気候関連リスクの事例を用いていますが、本設例で示される考え方は他の種類の不確実性にも同様に当てはまります。
- 企業は、自社の置かれている状況及び主要な財務諸表利用者の一般的な情報ニーズを考慮し、**財務諸表全体**において不確実性の影響に関する重要性がある情報が提供されているか評価を行うことが期待されます。



Background

近年、気候関連リスクの影響に関する情報開示が不十分である、財務諸表の外で提供される情報、特に財務報告の前半の記述情報などと不整合であるといった懸念が財務諸表利用者から示されています。

このような懸念に対応するIFRS®会計基準の開示要求を設例で示すことで、企業の財務諸表における**不確実性の影響に関する情報開示**が促進されることが期待されています。



Insight

本設例は、**IFRS会計基準に付属する資料**と位置付けられ、IFRS会計基準の要求事項を追加または変更するものではありませんが、IFRS会計基準の開示要求をどのように適用するかについて、**追加的な洞察**が提供されることをIASBは期待しています。

企業は、置かれている事実と状況に応じて、財務諸表に開示する情報の変更を実施するために十分な時間が与えられるとされていますが、適時の導入も期待されています。

1. 公表の背景

気候関連リスクの影響に関する財務諸表内の情報不足や、財務諸表外の情報との不整合など財務諸表利用者から寄せられた懸念をIASBが検討した結果、IFRS会計基準の規定は、概ね十分であることが確かめられた一方で、企業はIFRS会計基準を適用して、気候関連リスクの影響を財務諸表でどのように報告すればよいかという問題に直面している状況にあることも認識されました。これを受けIASBは、財務諸表における不確実性の影響（気候関連リスクを含む）の情報開示につながるIFRS会計基準の適用方法を説明する設例を作成することを決定し、2025年11月に、関連するIFRS会計基準書に付属する設例を追加する「財務諸表における不確実性に関する開示の設例」を公表しました。

2. 不確実性の影響の開示に関する6つの設例

企業は、公表された6つの設例で示される考え方を参照し、主要な財務諸表利用者の一般的な情報ニーズを考慮して、財務諸表全体において気候関連リスク及びその他の不確実性の影響に関する重要性がある情報が提供されているか評価を行うことが期待されます。

不確実性の影響の開示に関する6つの設例

重要性の判断	<ul style="list-style-type: none">財務諸表の外で提供される情報との整合性を踏まえた財務諸表の追加的な開示の重要性の判断（IAS第1号／IFRS第18号※）
仮定などの開示	<ul style="list-style-type: none">全般的な要求事項：見積りの不確実性の発生要因（IAS第1号／IAS第8号※）具体的な要求事項：資産の減損テストで用いた仮定（IAS第36号）信用リスク・エクスポージャー及び信用リスク管理実務への影響（IFRS第7号）廃棄及び原状回復の義務（IAS第37号）
分解情報	<ul style="list-style-type: none">注記における分解情報の開示（IFRS第18号）

※ IAS第1号「財務諸表の表示」はIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2027年1月1日以後開始事業年度から適用）、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」等に引き継がれ、廃止されます。

3. 設例の概要

(1) 財務諸表の外で提供される情報との整合性を踏まえた財務諸表の追加的な開示の重要性の判断

本設例では、IFRS会計基準書に具体的な開示規定がない場合に、企業が追加的な開示情報の重要性をどのように判断するのか、2つのシナリオを用いて説明しています。重要性の判断は、定量的要因のみでなく、企業内外の定性的要因を考慮し、付属する一般目的財務報告書の開示情報との整合性も踏まえて、財務諸表全体の観点から検討する考え方を示されています。

追加的な開示の重要性の判断

	シナリオ1 追加的な開示となる重要性判断	シナリオ2 追加的な開示とならない重要性判断
報告企業の産業	・製造企業（資本集約型）	・サービス提供企業
気候関連の移行リスク	・重大なエクスポージャー	・限定的なエクspoージャー
付属する一般目的財務報告書の開示情報	・気候関連の移行計画	・温室効果ガス（GHG）排出方針
当期の財務諸表（財政状態および財務業績）への影響（定量的要因）	・影響なし 移行計画は戦略的に重要であり、将来の事業に著しく影響するが、既存の製造設備の耐用年数には影響せず、減損も生じない等	・影響なし GHG排出方針は将来の事業に著しく影響しない
追加的な開示の重要性（定性的要因） (IAS1.31/IFRS18.20)	当期に移行計画の影響がないことを説明する情報は財務諸表全体の観点から重要性がある ・企業固有の定性的要因 移行リスク及び移行計画の戦略的重要性 ・外部の定性的要因 産業の移行リスク及び法域の気候関連政策の重大性	当期にGHG排出方針の影響がないことを説明する情報は財務諸表全体の観点から重要性がない ・企業固有の定性的要因 GHG排出方針は将来の事業に重大な影響なし ・外部の定性的要因 産業の移行リスクは限定的
財務諸表の追加的な開示	移行計画が当期の財政状態及び財務業績に影響を与えたかった理由等を開示する	追加的な開示を行わない

(2) 全般的な要求事項：見積りの不確実性の発生要因

本設例は、他のIFRS会計基準書に具体的な開示規定がない場合でも、IAS第1号第125項／IAS第8号第31A項等に基づき、見積りの不確実性の発生要因（将来の仮定等）の開示が求められる場合があることを説明しています。現行実務において、IAS第1号第125項が翌事業年度中に解消される不確実性のみに適用されるかどうかについて、解釈が分かれています。本設例では、「中長期にわたる気候関連の移行リスク」という、**翌事業年度中には解消されない不確実性に関する仮定**を翌事業年度に変更すると、資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合、この仮定は開示対象であるとされています。

設例の事例

企業の状況	<ul style="list-style-type: none">企業の事業は資本集約型産業であり、気候関連の移行リスクに晒されているのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を有していない当期末現在、一部の非流動資産に減損の兆候があったものの、それらが属する資金生成単位（CGU）の回収可能価額が帳簿価額を上回り、減損損失を認識していないCGUの回収可能価額の算定にあたり、気候関連の移行リスクに関するいくつかの仮定を行っている
-------	---

(3) その他の設例

その他の4つの設例の概要は、以下のとおりです。

設例	概要
具体的な要求事項：資産の減損テストで用いた仮定 (IAS第36号)	大量の温室効果ガス（GHG）を排出する企業の将来の排出枠コストは、多額ののれんを配分するCGUの回収可能価額（使用価値）算定の主要な仮定である。企業は以下の開示等を行う。 <ul style="list-style-type: none">主要な仮定に割り当てた値を算定した手法（将来の排出枠コストの仮定と外部情報源の整合性を含む）感応度情報（将来のGHG排出枠価格の合理的に考え得る変更による減損損失の有無）
信用リスク・エクスポートオリオの影響 (IFRS第7号)	気候関連リスク（干ばつ・洪水リスク等）が信用リスク・エクスポートオリオに重大な影響を与える貸付金ポートフォリオに関して、以下の要因を考慮し、企業は信用リスク・エクスポートオリオ及び信用リスク管理実務に与える影響を開示する。 <ul style="list-style-type: none">ポートフォリオの規模気候関連リスクの影響の重大性外部的な気候関連の定性的要因（市場、経済、規制及び法律の環境など）

設例（続き）	概要
廃棄及び原状回復の義務 (IAS第37号)	<p>工場解体及び敷地原状回復義務の決済時期が遠い将来のため現在価値に割引後の引当金に重要性がない場合でも、以下の要因を考慮し、企業はこれらの義務に関する情報には重要性があると判断し、開示対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務を決済するために要するコストの大きさ ・早期決済のリスク ・外部的な気候関連の定性的要因（市場、経済、規制及び法律の環境など）
注記における分解情報の開示 (IFRS第18号)	<p>企業は、耐用年数が長い有形固定資産（PP&E）を有し、その使用が大量の温室効果ガス（GHG）を排出する一方で、GHG排出が低い代替的なPP&Eに投資し、同一クラスに気候関連の移行リスク特性が著しく異なる2種類のPP&Eが存在する。企業は、IFRS第18号の集約及び分解の原則に基づき、以下の要因等を考慮し、PP&Eに関する注記情報を2種類のPP&Eの間で分解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の帳簿価額の大きさ ・事業に対する気候関連の移行リスクの重大性 ・外部的な気候関連の定性的要因（市場、経済、規制及び法律の環境など）

4. 発効日および経過措置

本設例はIFRS会計基準に付属する資料と位置付けられ、IFRS会計基準の要求事項に追加や変更を行うものではないため、発効日や経過措置はありません。企業の置かれている事実と状況に応じて、財務諸表に開示する情報の変更を実施するために十分な時間が与えられるとしていますが、適時の導入も期待されています。

編集・発行

有限責任あづさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーрайイト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任あづさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任あづさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国や詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。